

社会福祉法人来福 役員等の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人来福(以下、「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。また、常勤理事を除く理事、監事、評議員を併せて非常勤役員等という。
- (3)報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬及び退職慰労金(以下、「報酬等」という)を支給する。

- (1)常勤理事には、報酬等を支給する。
- (2)非常勤役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、退職慰労金は支給しない。
- 2 常勤理事に対する退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬、退職慰労金の額は、次の各号の区分により定めるものとする。

- (1)報酬については、別表1-1に定める額とする。
- (2)常勤理事のうち、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表1-2の定めによるものとする。
- (3)退職慰労金については、別表2に定める算式により算出される額とする。
- 3 非常勤役員等が理事会、評議員会等の法人のための職務執行を行った場合は、その対価として11,000円を支給する。常勤理事に対しては、この報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。また、支給方法については、本人が指定する金融機関の本人名義の口座への振込により支払うものとする。

- (1)報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日の場合は前日に繰り上げて支給する。
- (2)退職慰労金については、任期満了、辞任または死亡により退職した後2ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。支給は現金で行い、希望があれば本人の希望する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(旅費)

第9条 役員等が出張する場合は、別に定める出張旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

[附則]

- 1.この規程は、平成29年6月9日より施行する。なお、現在の社会福祉法人来福 役員の報酬及び費用弁償規程は廃止する。
- 2.この規程は、令和2年7月1日より施行する。
- 3.この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表1-1 常勤理事の報酬

役職名	役員報酬の額
理事長	月額 1,000,000円以下
理事	月額 600,000円以下

※報酬額は評議員会により定める。

別表1-2 常勤理事の報酬（職員給与の支給がある場合）

役職名	役員報酬の額
理事長	月額 500,000円以下

※報酬額は評議員会により定める。ただし、役員報酬と職員給与の合計が別表1-1の役員報酬額を超えないこと。

※理事長を除く常勤理事については、職員給与の支給がある場合は役員報酬を支給しない。

別表2 常勤理事の退職慰労金

役職名	退職慰労金算定式
理事長	最終報酬月額 × 在任年数 × 3.0

※最終報酬月額は役員報酬と職員給与を併給している場合、合計の額とする。

※上記在任年数は1ヶ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1か月に切り上げる。

※理事長を除く常勤理事については、退職慰労金は支給しない。